◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２１６号(H25. 9. 27)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（９月２０日～９月２６日分）
（１）乗合バスの車両火災
（２）乗合バスの車内事故
（３）貸切バスの車両火災
（４）タクシーがトラックと衝突した事故
（５）タクシーが歩行者を轢いた事故
（６）タクシーの乗客が重傷を負った事故
（７）タンク車が危険物を漏えいした事故
（８）トラックの酒気帯び運転による事故
（９）トラックと原動機付自転車が衝突した事故
２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されます！
６．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
８．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇

９月２５日（水）午前８時４０分頃、千葉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて停留所を発車する際、乗客１名（女性、４４歳）が右膝を手すりにぶつけた。
この事故により、当該乗客が剥離骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は、手すりに左手で掴まっていたものの、発車の反動で体が回転して当該手すりに右膝をぶつけた模様。

（３）貸切バスの車両火災
９月２１日（土）午後６時５０分頃、兵庫県において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客４５名を乗せて運行中、車両火災が発生した。
この火災による負傷者はいない。
事故当時、当該貸切バスの運転者がミラー越しにエンジンルーム付近より煙と火の粉が出ていることに気付き、それと同時に後方を運行していた同事業者の貸切バスからも無線により、連絡が入りすぐに停車した。
出火場所は、当該貸切バスのエンジンルーム内エアコンのコンプレッサーのベルトが焼損していた模様で、後続の運転者が消化器により消化した。

（４）タクシーがトラックと衝突した事故
９月２３日（月）午前２時２５分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが片側２車線の第２通行帯を空車で走行中、左側歩道でタクシーを止めようとした者がいた模様で、第１通行帯に車線変更をしたところ、第１通行帯を後方から走行してきた中型トラックと衝突し、当該中型トラックは左側歩道に乗り上げ、当該タクシーを止めようとしていた者を轢いた。
この事故により、当該タクシーを止めようとしていた者が死亡した。

（５）タクシーが歩行者を轢いた事故
９月２４日（火）午前７時１５分頃、長野県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、横断歩道を当該タクシーから見て、右から左へ横断中の歩行者を轢いた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、見通しの良い緩やかな左カーブの信号機のない交差点で、当該タクシーのブレーキ痕は無かった模様。

（６）タクシーの乗客が重傷を負った事故
９月２１日（土）午前８時１０分頃、茨城県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて、狭い道路を通過する際に対向車線側に車両が停止していたため、その車両を避けるため左側に寄せながら運行したところ、道路脇のＵ字溝の金属製のふた（グレーチング）が跳ね上がり、当該タクシーの後部座席付近の床を突き抜けた。
この事故により、当該乗客が足を骨折する重傷を負った。

（７）タンク車が危険物を漏えいした事故
９月２０日（金）午前１０時２０分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタンク車が走行中、積んでいたガソリンが路上に一部流出した。
この事故による、負傷者はなく、火災も発生していない。
事故当時、非常駐車帯に乗用車２台とその前方にトレーラーが停車しており、当該駐車帯に出ていた当該乗用車の乗員に気を取られ、前方の当該トレーラーに気付くのが遅れ、当該トレーラーの右後部と当該タンク車のタンク左側が接触し、タンクに亀裂が入り、積み荷のガソリンを流出した模様。

（８）トラックの酒気帯び運転による事故
９月２３日（月）午前１０時３５分頃、広島県において、東京都に営業所を置く大型トラックが走行中、軽乗用車と衝突した。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該トラックは、当該軽自動車と衝突後、そのまま逃走し、警察が当該トラックを発見し、近くのパーキングエリアにおいてアルコールチェックをしたところ道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された模様。

（９）トラックと原動機付自転車が衝突した事故
９月２５日（水）午後１時３０分頃、埼玉県において、同県に営業所を置く大型トラックが走行中、原動機付自転車（２名乗車）と出会い頭に衝突した。
この事故により、当該原動機付自転車の乗員２名が死亡した。
事故当時、当該大型トラックが交差点を直進しようとしたところ、当該大型トラックから見て左側から進入してきた当該原動機付自転車と出会い頭に衝突した模様。

◇◇◇

発生している状況にあります。

具体的には、平成２５年７月１日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成２５年７月４日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療

の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

【３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

・「バス事業のあり方検討会」

・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」

・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」

・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

【４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

【５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されます！】

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日以降、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられます。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２５年１０月１日から平成２６年１月６日までの間に、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

ルを１つのページに集約しました。
　今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
　今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

２．補助事業の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等補助制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikoboushi.html

◇◇◇